

「史跡仙台城跡保存活用計画 中間案」に対するご意見と本市の考え方

No.	ご意見の概要	ご意見に対する本市の考え方
中間案全体に関すること 8件		
1	計画を一步踏み込んで、「仙台城跡整備・保存活用計画」に改訂してほしい。仙台城郭がないため、観光面で遡及がない。本丸、二の丸、三の丸の建設計画を作ってほしい。	
2	中間案全体として、これまでの経過報告に終始し、10年間の計画が情緒的な表現であり、具体的・活用の数値目標が見えない。	本計画は、史跡の保存と活用に関する基本的な考え方をまとめるもので、整備のより具体的な方針につきましては、本計画策定に続いて見直す予定の整備基本計画でお示しいたします。
3	保存・整備・活用の目的として市民文化の向上・魅力あるまちづくりを目指す事は承知できるが、具体的に何を行うかが見当たらない。政令都市仙台のシンボル観光資源としての仙台城跡復元を望む市民としては、可能な範囲での復元に取り組んでほしい。	
4	「歴史まちづくり法」は「金沢城の復元事業」等、多くの地域遺産再生活用に貢献している。今回の「文化財保護法改正」における「保護」から「活用」への進展も、同じ意味合いを持っているだけに、仙台市として他に負けない、これからの20年間の文化財のあり方を示してほしい。	
5	文化財保護法では、「保存管理・活用のための公園利用のために必要な行為に限り現状変更を認める」とある。仙台市は、積極的に国に働きかけ、市民の悲願である世界に誇る文化遺産、仙台城再建事業を前進させてほしい。	仙台城跡が今後とも適切に保存活用され、市民文化の向上と魅力あるまちづくりにつながるよう、取り組みの方針を本計画案で示すこととしており、今後、計画に基づき事業を進めてまいります。
6	城跡の「保全保護」と「活用」は、別々に計画案を立てるべきだ。 計画の前にするべきこととして、いつ起きるかもしれない地震等の災害を念頭において、城跡東側の崖の補修を提案する。城郭や門など他の重要遺構の保全・整備問題も含めて、その先30年くらいかけて計画を確定し、それらの活用はもっと先だと思う。	
7	計画案は「作ること」「残すこと」「撤去すること」の3つの視点を持つこと。 【同様意見 他1件】	本計画案では、史跡の価値を次世代へ確実に伝達するための「保存」、来訪者が史跡の価値を正確に知り理解を深めるための「活用」、保存と活用を調和的に進めるための「整備」、それらの実現のための「運営・体制」についての基本的な考え方を示しております。

計画策定の目的に関すること 5件		
8	<p>仙名城跡は仙台市のみならず、宮城県にとっても歴史的に重要かつシンボルとなる史跡である。よって、この計画は仙台市に限らず、宮城県の未来に資するために作成するという視点を盛り込むべきである。この視点からすれば、大綱・基本方はじめ各所に記されている「市民」は「市民及び県民」とすべきであり、また、県の計画等と連動させ、事業遂行にあたっては県の関わりも強めるべきだ。</p>	<p>宮城県とは、これまでも国指定史跡の保存活用という共通の目的を踏まえ緊密に連携しているところであり、引き続き連携を深めてまいります。</p>
9	<p>平成31年4月1日より施行される「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に即して計画を策定することを明示すべきだ。 【同様意見 他1件】</p>	<p>法改正を踏まえて作成しておりますので、記載内容を検討いたします。</p>
10	<p>仙台の街づくりに重要なファクターとして仙名城跡がある事を明確に打ち出し、その計画立案を提唱するべきだ。 近年、陸奥国分寺・尼寺跡周辺整備で天平回廊が整備され、市民や観光客の目を引いている。仙名城跡もこの度の文化財保護法の改正を踏まえ、復元・再生を計画に組み込む事を願う。</p>	<p>史跡仙名城跡の保存と活用を進めることは、仙台のまちづくりにつながるものと考えており、今後、そのための具体的な事業については、整備基本計画等で検討を進めてまいります。</p>
11	<p>第1章第5節「他の計画との関連」に、平成17年3月に策定された「仙名城跡整備基本計画」を踏襲しこれに基づく整備計画を基本とすることを加えてほしい。 仙名城跡に関係する周辺計画道路の整備計画についての実情と今後について明示してほしい。</p>	<p>この項につきましては、本計画を検討するにあたり関係のある他の計画について記しているため、「仙名城跡整備基本計画」につきましては載せていないところです。 道路計画につきましては、「第2章第4節P44図2-46」に計画路線を示しています。</p>

計画の対象範囲・期間に関すること 6件		
12	<p>計画の対象範囲に、「歴史と自然環境が共生する範囲」を加えてほしい。 目的に「これからのまちづくりに資する」「誰もが…『人が輝く杜の都・仙台』を目指す」と記されており、他都市にはない都心部に存在する、歴史と自然が共生する空間を、史跡空間とは別に示す必要がある。</p>	<p>計画の対象範囲は具体的に示す必要がありませんので、「史跡指定地」「史跡を目指す範囲」「史跡周辺地区」としております。</p>
13	<p>竜の口溪谷両側を史跡指定範囲にしてほしい。</p>	<p>史跡追加指定につきましては今後の検討課題とさせていただきます。</p>
14	<p>竜の口溪谷部分の仙名城側の崖面から対岸の八木山側の崖面まで含めた範囲を関連周辺地区とし、環境保全区域に指定することを検討してほしい。また、この地一帯の流入水調査と、その汚染調査、そして汚染防止の対策の検討を付記してほしい。また、この一帯を「竜の口自然歴史公園」として整備できないか検討してほしい。</p>	<p>竜の口溪谷の両岸につきましては、現状では、広瀬川の清流を守る条例の特別環境保全区域となっております。 本中間案の短期的に実施すべき施策として、史跡仙名城跡の景観と植生管理の方針の検討を記しておりますので、ご意見につきましては、その検討の際に参考とさせていただきます。</p>

15	仙台城跡のエリアを明確にしてほしい	「第2章第2節3仙台城跡の縄張(P29)」に記載した範囲と考えております。
16	本中間案は、2019年施行の改正文化財保護法の中身を考慮した十分な案となっていない。日本は急激な人口減少が確定しており、社会の急激な変化を考えると、「10年程度経過した時点での、見直しの必要性の検討」では、現実変化のスピードに対応できない。遅くとも5年後に見直すべきだ。 【同様意見 他1件】	本計画は、計画期間を20年としていることから、その半ばにおいて見直しについて検討するとしたものです。なお、施策の実施状況につきましては、定期的に自己点検を行い把握してまいります。

史跡の価値に関すること 5件		
17	伊達政宗騎馬像は、宮城県および仙台市のシンボルとして日本全国に知れわたっており、来訪者が仙台城跡の歴史的価値を認識できるファクターとなっていると考える。また土井晩翠碑も、仙台城跡が名曲「荒城の月」のモチーフとなっているという文化的価値を来訪者に伝える役割を果たしている。そのため、伊達政宗騎馬像と土井晩翠碑の2点は廃城後の設置ではあるが、「ア:史跡の保存活用」に属すべき価値があると考えられる。	伊達政宗騎馬像や土井晩翠碑は、来訪者へ仙台城跡の歴史や魅力を伝えるうえで重要なものであると認識しております。本中間案では、顕彰碑等につきましては、廃城後に設置されたものとして「イ:その他の諸要素」と分類しているところですが、それぞれの価値や活用の方法等については、今後個別に検討してまいります。
18	「イ」の「顕彰碑等」にある「仙台城址碑」は、「ア」の「案内板」に該当するものではないのか。	ここでは史跡や公園内の行き先案内のために設置したものを「案内板」としております。
19	本丸跡にある昭忠碑は、宮城縣護國神社の所有するものなので、顕彰碑等の取扱いについては、「所有者の意向を前提とする」といった文言を加えてほしい。その土地のもつ歴史的・文化的価値から考えるに、特定の期間のもの(伊達家居城時代のもの)が価値があり、それ以外の期間に造られたものに価値がない、または低いというわけではない。	ご意見を踏まえて、表現について検討いたします。
20	昭忠碑のブロンズ像(鶏像)について、芸術作品としての再評価、保存展示の検討と、「芸術遺産」としての検証の為に「専門委員会」を設置してほしい。	顕彰碑等の取扱いについては、今後個別に検討してまいります。
21	仙台城跡に関連する遺跡として、東照宮、陸奥国分寺薬師堂、北山周辺の寺院群は含まないのか。	含まれると考えておりますが、ここでは、主な近隣の遺跡等について記載しております。

現状と課題に関すること 12件		
22	「宮城県護国神社本丸会館駐車場の利用者数」は「利用台数」ではなく乗車人数をカウントした数字ということによろしいのか。また全体として、徒歩とタクシーでの来訪者数のデータは無いのか。交通手段別来訪者数の算定および把握は、整備活用などの施策立案に向けて重要なデータを得ることになるものとする。	駐車場利用者につきましては乗車人数を調査しております。 徒歩とタクシーでの来訪者データはございません。 交通手段別来訪者数の算定及び把握につきましては、今後検討してまいります。
23	公有化についての原文は、仙台城跡全体が本来公有地であるべきものだという思想があらわれている表現であり、現所有者への配慮の足りない表現だ。正当な現所有者に対して、意向を「尊重」とすると、上から目線の表現と受け止められる。 【同様意見 他1件】	ご意見を踏まえて、表現について検討いたします。
24	樹木の根の影響により、斜面の史跡面の崩壊が進んでいるので、樹木を伐採するなど、植生の保護よりも史跡面の保存を優先する方針を示してほしい。 【同様意見 他1件】	遺構保存を図るとともに、仙台城跡の特徴でもある自然環境の保全も必要と考えておりますので、今後、遺構保存や景観形成のための植生管理の方針について検討して行く際に、ご意見を参考とさせていただきます。
25	繁茂した樹木により外から見たときにどこが本丸なのか一般の観光客にはわからない状態になっているので、一目見て仙台城とわかるような景観づくりに励んでいただきたい。まず、樹木の伐採により、本丸北面の石垣が視認できるような景観づくりを目指してほしい。また、本丸から市内を展望した時に、城郭と城下町を区切る広瀬川の流れ、大橋、経ヶ峰の緑と、百万都市仙台のコントラストにより、東北唯一の政令指定都市が自然と共生した誇りある近代都市であることを実感できるような景観を望む。	今後、仙台城跡における景観と植生のあり方について検討していくにあたり、ご意見を参考とさせていただきます。
26	「整備の現状と課題」として「仙台城跡整備基本計画」において未着手とはあるが、これまでの調査、準備報告書は無いのか。あれば「経過・実績・現状報告」に出してほしい。また、未着手であれば、その理由・事情も報告書に記載すべきである。	今後、整備基本計画を見直す予定ですので、その中で、これまでの経緯について示すことを検討してまいります。
27	調査研究、整備の財源、国庫補助金約6億円の今後の活かし方、進め方を具体的に示していただきたい。	具体的な調査、整備等の進め方につきましては、整備基本計画の中でお示ししてまいります。財源につきましては、事業計画にあわせて検討してまいります。
28	仙台市が実施した平成20年、25年、29年の周辺交通量調査資料を添付すべきだ。また、市道「仙台城跡線」の現状にそった交通量調査・利用者分類を含めた詳細な調査を実施してもらいたい。 市道「仙台城跡線」を廃止にして、昔の登城路の再現は出来ないのか？	市で行った平成20・25・29年度の調査結果については記載しておりますが、詳細な内容を確認できるホームページアドレスなどを追加で記すことを検討いたします。 大手門跡周辺の交通量調査につきましては、ご意見も踏まえ検討してまいります。 登城路の再現等につきましては、整備基本計画の見直しの中で参考とさせていただきます。

29	交通量調査の平成18年実施調査結果を最新にしてほしい。	最新の調査結果は持ち合わせておりませんので、このままとさせていただきます。
30	将来的に石垣をはじめ史跡に悪影響を与えかねない要素は取り除いていくべきであり、少なくとも市道仙台城跡線は「車両通行と遺跡保存との両立」ではなく、将来車両通行止めとすることを方針として計画に盛り込むべきである。 また、保存の上でも、少なくとも市道仙台城跡線は、将来的に車両通行止めとすることを方針として盛り込むべきである。	史跡地内を通る市道について、今後、遺構保護・活用と車両通行の両立を図る対策の検討を進める際に、ご意見を参考とさせていただきます。
31	大手門跡から本丸北面石垣への市道は車両の交通が激しく、道路の横断が出来ない程である。唯一残る本丸北面石垣の横目地や刻印の紹介など、観光客に説明しやすい様に、登り方向だけの一方通行(9:00～16:00)にして、車の交通量を制限してはどうか。	

活用に関すること 16件		
32	「第8章 活用の方向性と方法」については、「観光」という視点が極めて不足していることから、観光課はじめ関係部局が文化財課と同じ能動的立場で考え案を作成していくべきで、今から体制を組み直して、抜本的に案を練り直し正式案とすべきだ。この案では、全く将来的な発展は望めない。	観光によるまちづくりは重要な視点と考えており、仙台城跡の活用における「観光」とのかかわりにつきましては、表現について検討いたします。
33	文化財保護法の改正に伴い、保存とともに活用が重視され、観光、地域振興・創生につなげることが重要と考える。 当地は政宗が育んだ伊達な文化の保存活用と同時に、生誕500年にかけて、東日本大震災被災地の「より良い復興」を成し遂げるために、多くの関係者の議論を活発化することが望まれる。	
34	仙台城周辺の文化資産を複合的に展開し立体的な展開を、仙台市の広い視野での企画を期待する。	
35	日本遺産「政宗が育んだ伊達な文化」と認定されたことを効果的に活用するとあるが、「経ヶ峯伊達家墓所」の活用の具体策が記載されていない。 経ヶ峯と仙台城本丸跡の双方に展望台を設置するなど、経ヶ峯と仙台城跡の関連性を市民や観光客に理解して頂くようにしてほしい。	
36	日本遺産を構成する他の文化財との連携とあるが、貞山運河、白石市(白石城)、石巻市(サンファンハウスタ号)などを追記した方が良い。	

37	懸造のあった場所にプロジェクションマッピングを是非実現してもらいたい。七夕花火大会前余興として行えば城跡への興味をよぶはずだ。	
38	交通局との連携を加え、るーぷるバス車内アナウンス内容に城跡との関連をもたせたり、昇降口に観光パンフレットを置いたり、バス地下鉄やタクシー乗り継ぎの利便を図る。	
39	広瀬川周辺、竜の口溪谷、大年寺山地区について、文化財の保護とともに、活用の方策を探ることが重要である。例えば、自然景観を活用した、ジオパーク、ジオサイト等並びに、政宗がたびたび往来したといわれる追廻花壇間に潜水橋を設置するなど、地域間の連携を図ることも検討されたい。 【同様意見として他1件】	
40	VRアプリケーションで歩く登城路を作成してほしい。	今後、活用事業の具体的内容の検討に際し、ご意見を参考とさせていただきます。
41	インスタグラム映えのする場所を意識して作ってほしい。	
42	出前授業の内容を統一し、ボランティア団体との協働により授業数を増やしてほしい。	
43	本丸跡で親子ワークショップ(例えばチャンバラ合戦)など開催してほしい。	
44	仙台城跡の維持管理に市民が携わり、自分たちで守っていくことにより、歴史を知り、郷土愛が醸成されると思う。	
45	ICT活用の企画・実行を期待する。	
46	仙台城跡周辺の活用については、仙台経済同友会の2006年の提言書で「西公園から広瀬川、青葉山地域にかけてのエリアを「仙台新都心(しんとしん)」と位置付け、新たな仙台ブランドづくりの拠点の場とする」としている点を参考にされたい。 その他、西公園～定禅寺通～市役所(建替え)、青葉通～駅前(西口)、片平～五橋(東北学院大移転)なども総合的に計画検討されるべきである。	

整備に関すること 63件		
47	整備事業計画案の具体性と期限を明確にしてほしい。	整備の具体的な内容等につきましては、整備基本計画でお示しいたします。
48	整備基本計画については、2019年改正文化財保護法が施行されることを受けて策定し、策定から5年後の見直しとすべきだ。日本、特に東北地方は急激な人口減少が確定しており、社会の急激な変化を考えると、「10年程度で見直す」では、現実変化のスピードに対応できないと思う。	整備基本計画につきましては、10年程度で見直す予定でございますが、その半ばでは、進捗状況について点検を行うことを考えております。 これまでの史跡整備における、調査、設計、事業実施の工程を踏まえますと、整備基本計画は10年程度の期間が必要と考えます。
49	本丸大広間は遺構と姿絵図(「仙台城及び江戸上屋敷主要建物(姿絵図)」)が残っているが、姿絵図の製作年が「不明」で根拠資料にはならないから本丸大広間については根拠資料が少ないと考えるのか。また、姿絵図に描かれている本丸大広間以外の建物で、遺構が確認できる、あるいは残存している可能性があると考えられる建物はあるのか。	姿絵図は復元のための根拠資料となりますが、さらに内部構造の図や古写真などが必要です。 姿絵図に描かれている本丸大広間以外の建物では、遺構が残存している可能性があります、現在のところ未調査です。
50	市民及び観光客の立場から中間案を見ると、最大の関心事である建造物の復元整備について、具体的な内容に乏しく積極的に示されていないばかりか、むしろ後退しているとしか感じられない内容だ。仙台市民の悲願として、また、心の支えとして必ず復元整備しなければならないもの考えている。真に誇れる「市民の城」になるためにも、伊達文化を国内外に発信するためにも、大手門をはじめ建造物等の復元整備は是非とも必要であり、建造物等の復元整備は短期施策に組み入れて早期の実現を図ってほしい。 【同様に、建物の復元に関する意見 他9件】	
51	仙台市・宮城県では観光のPRとして伊達政宗を積極的に活用しているが、その「本丸」である仙台城は寂しいかぎりだ。 大手門が市道により復元ができないのなら、根拠資料も十分と思われる本丸御殿を、熊本城・名古屋城・佐賀城のように復元できないのか。困難であるなら、県議会でもたびたび話題に出ている懸造・眺えい閣の復元はできないか。金沢城や山形城のように可能なものから随時復元を考えてほしい。 【同様に、本丸御殿の復元に関する意見 他1件】	歴史的建造物の復元につきましては、遺構が発掘調査により明らかとなり、かつ建築構造等に関する指図、絵図、古写真等の存在が確認される場合には、整備の一手法として必要な範囲で復元整備を行うものとしております。 具体的な整備の進め方につきましては、整備基本計画において検討してまいります。 現在のところ、復元整備を実施できるだけの資料が整っていない歴史的建造物につきましては、今後もさまざまな調査が必要と考えております。
52	仙台城跡に懸造を優先的に復元して、仙台市内や仙台湾、牡鹿半島、自然豊かな山並みを望み伊達政宗の想いに浸る場所を作る。伊達家由来の茶会等も催す。懸造内に、下の駐車場とのエレベーターの設置を検討する。 【同様に、懸造復元に関する意見 他5件】	

53	<p>大手門は仙台城の象徴であり、表玄関として広く市民や来仙者へのアピールとなると確信する。早期の復元をぜひ進めてほしい。復元に向けた文化財サイド、政治サイド、町づくりサイド3者の具体的な計画を盛り込んでほしい。 【同様に、大手門復元に関する意見 他5件】</p>	
54	<p>大手門脇櫓は唯一の仙台城の観光スポットとしてよく写真になるが、すでに50年経過して今日まで他の建造物再建はなされていないことは残念至極だ。民間からの寄贈であり仙台市文化財課、観光行政の取り組み姿勢が停滞していると思う。文化庁の定める歴史的建造物復元基準の良質な資料として遺構・指図・写真は十分適合していると思う。 【同様に、大手門脇櫓復元に関する意見 他2件】</p>	<p>大手門は、活用のために復元整備する対象としますが、交通など解決すべき課題があることから、整備のあり方や時期につきましては継続して検討する必要があります。 大手門脇櫓は、大手門復元の際には、大手門と一体として再整備を行う必要があると考えております。</p>
55	<p>平成28年10月河北新報に掲載された、東北大学円山教授が提案した、大手門の迂回路など道路問題の進捗状況を示してほしい。既存の道路は現状のまま散策遊歩道に活用すると良いと思う。文化庁の担当者は「史跡としての価値が向上するなら、迂回路として活用する可能性はあるのではないか」と見方を示しているとのある。</p>	<p>大手門復元整備の課題である市道のあり方については、今後継続して検討してまいります。 なお、史跡指定地内に通勤等の為の道路を新たに作ることについて文化庁に確認したところ、現時点では難しいとの回答をいただいております。</p>
56	<p>大手門、脇櫓復元検討の為、「仙台城跡線」接続ルート変更について「東北大学」との協議を進めてほしい</p>	
57	<p>巽門の復元整備について、「仙台城全体の整備を見据えたうえでの適切な復元整備時期を見極める必要がある」と記されているが、具体的な計画工程を検討している資料もなく、なにを見極めるか不明だ。</p>	<p>整備の具体的な内容等につきましては、整備基本計画の見直しの中で検討してまいります。</p>
58	<p>巽門から本丸へのウォーキングコースの整備を望む。見所や選択肢が多いと再度訪問するきっかけになる。 (休憩スペースの確保、足の弱い人への配慮、工夫、コースの表示、清水門周辺の林の佇まいは残す、御清水や遺跡は大切に残す、など) 【同様に、巽門からの登城路整備に関する意見 他6件】</p>	
59	<p>大手門脇櫓一体化の復元が実現すれば、ここから本丸への道は散策路を中心とした登城路(特別な車両のみ通行)とし、さらに本丸詰の門から西回りの車道も埋門までは散策道を主としてはどうか。 この大手門整備ゾーンは、仙台を訪れる人が最初に大坂から仙台城を望むキーポイントとなる重要な景観を提供する位置である。</p>	<p>今後、整備基本計画の見直しの中で、ご意見を参考とさせていただきます。</p>



60	<p>本丸・二ノ丸の居住空間等への利水施設を一部復元する。特に中嶋池を復元する。 【同様に、中嶋池等の整備に関する意見 他2件】</p>	<p>今後、整備基本計画の見直しの中で、ご意見を参考とさせていただきます。</p>
61	<p>三の丸土塁の整備保存をはじめ、城郭の一画であるという観点からは統一が取れているとは言い難い。巽門からの登城路をまたぐ虎口(枡形)の南の堀が埋められているので、これはぜひ旧状に復したい。</p>	
62	<p>城跡東側崖の樹木管理の優先度を上げてほしい。根によるがけ崩れや雨水による被害拡大は安全面から緊急課題。また段丘を利用した築城という本質的価値をいうならば、城跡より眺める経ヶ峯の崖の景観は大事。緑が生い茂る崖の風景は相応ではない。 【同様に、崖地整備に関する意見 他5件】</p>	<p>地形、植生、景観などの保存につきましては、今後短期的に実施すべき施策として、史跡仙台城跡の景観と植生管理の方針の検討を進めてまいります。</p>
63	<p>本丸大広間前の「能舞台」と一期石垣、二期石垣、現存石垣との時間的關係等の表示、大広間南西部の遺構表示、御成門遺構表示など、必要な敷地を仙台市が購入して実施してほしい。</p>	<p>史跡の価値を伝える遺構表示等につきましては、今後とも努めてまいります。</p>
64	<p>これまでの委員会では、各委員の方々の貴重な意見が述べられているが、重要な要点になると今回の検討案には反映されていないと推察され残念だ。 是非とも、史跡仙台城跡保存活用計画(案)の中に、仙台城跡復元・再生(少なくとも巽門周辺整備・復元や大手門復元・隅櫓再建築・周辺整備・中嶋池開削整備・周辺整備等の取組について意思表示・予算化の処置)を具体的に表現してほしい。</p>	<p>具体的な整備内容等につきましては、整備基本計画の見直しの中で検討してまいります。</p>
65	<p>仙台城跡と瑞鳳殿をケーブルカー等で繋ぎ、観光客への利便性と集客を図りインパクトを与える。</p>	<p>仙台城跡は国の史跡として保存が図られておりますので、遺構に影響を与えるケーブルカー等の設置は困難です。</p>
66	<p>遺構表示、遊歩道のあり方等、整備に関するご意見 合計9件</p>	<p>今後、史跡整備のありかたを検討するうえで、参考とさせていただきます。</p>

運営・体制に関すること 10件	
67	<p>大手門の検討課題があり、マンション建設による仙台城跡や大橋等からの眺望が失われつつ昨今、第1章にあるとおり他の計画との関係は重要。総合的な視点を持つうえで首長が主導するというこも考えられる。</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」(地教行法第23条第1項)に基づき、地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする。 【同様意見 他3件】</p>
68	<p>仙台市のすべての文化財における「運営・体制」については、その重要性に鑑み、関係部署からなる常設の組織を設置すべきと考える。</p> <p>国では、「歴史まちづくり法」のように、複数の省庁が一体となったの取組みがより盛んになってきている。仙台城跡についても、他の重要な歴史的建造物、史跡、歴史的建造物が残る地区などとともに計画をとりまとめ、「歴史まちづくり法」による取組みとして認定されるよう申請すべきだ。 【同様意見 他3件】</p>
69	<p>「活用事業に当たっては、文化財部局が主体となって進めますが」とあり、「関係部局間、市民活動団体、観光関係諸団体と連携を図り」とあるが現状の説明だ。文化財部局が主導して計画を強力に推進すべきだ。</p>
70	<p>仙台市は、宮城県庁と連携してほしい。県も市も縦割なので、同じような悩みや問題がありそうで、情報交換できるような雰囲気や場が持てるとよい。でき得れば、組織の横断的連携が得られるような柔軟な視点はないだろうか。役人は役所のために働くのではなく、市民のために働いてほしい。</p>

文化財保護に関する事務は、調査研究の成果に基づき保存と活用を図っていく観点から、本市においては引き続き教育委員会が担当することと考えておりますが、関係する市役所内の部局や宮城県等との連携については、今後より一層強化し、本計画の着実な実施に努めてまいります。

施策の実施計画に関すること 8件		
71	<p>実行期日を明確に表記すべきだ。 2019年から5年間は文化庁との協議・申請期間及び市民へ復元整備の理解と啓発期、仙台城復元基金「一口城主制度」への賛同寄付の呼びかけなどの企画実行準備期間とし、2024年から建設着工と明記してはどうか。 【同様意見 他1件】</p>	<p>保存活用計画では、今後おおむね20年間を見据えた史跡の保存管理、活用整備に関わる基本方針を示しており、具体的な整備のあり方につきましては、整備基本計画で示してまいります。</p>
72	<p>p156で復元建造物による史跡の活用をうたいながらも、実施すべき施策に復元建造物は含まれず、別項目になっているのは不思議だ。 「大手門等の復元整備について」は、「1 短期的に実施すべき施策」か「2 中・長期的に実施すべき施策」の中に、加えるべきだ。別項目にしてしまうと「実施」しないことも検討されているかのように思えてしまう。</p>	<p>大手門等の復元整備につきましては、時期につきましても検討が必要と考えております。</p>
73	<p>「仙台城跡整備基本構想」では、大手門を中期、翼門を長期に復元する事となっており、今回の計画は前段の構想を引き継ぐこととなっている事から、今回の「仙台城跡保存活用計画」では中期を短期、長期を中期と読み替えることが妥当と考える。</p>	<p>整備の具体的な内容等につきましては、整備基本計画の見直しの中で検討してまいります。</p>
74	<p>「短期的に実施すべき施策」の、平成17年3月の整備基本計画の見直しについては、早急に行い、仙台市において仙台城跡の意義や観光資産の有り方、その意義づけを掲げ、市民コンセンサスを構築すべきだ。</p>	<p>整備基本計画の見直しにつきましては、本計画の策定に引き続き行います。</p>
75	<p>「1 短期的に実施すべき施策」の「市民活動との連携」について、仙台市の指定する「緑の団体」またはその実績を有する緑地保護活動団体等との連携を盛り込んでほしい。</p>	<p>本市では、緑に関する活動を行っている市民団体を「緑の活動団体」として認定しております。本計画案に記した「さまざまな市民団体」には、これらの団体も含まれると考えております。</p>
76	<p>「1 短期的に実施すべき施策」に、発掘調査現地事務所の廃止、「中島池」の環境整備着手、五色沼、長沼の水源確保と浄化などを追加してほしい。</p>	
77	<p>「2 中・長期的に実施すべき施策」に以下を追加してほしい。 ・東北大学・植物園、「中島池」、「五色沼」、「長沼」を含む地域を一つの「ビオトープエリア」とし、管理、保全を継続的に行う。 ・「御清水」の環境整備と、大気汚染による影響も考慮して周辺交通規制も視野に復元維持。 ・竜の口溪谷の環境整備と汚染の監視</p>	<p>今後、整備基本計画の見直しの中で、ご意見を参考とさせていただきます。</p>

その他 49件		
78	城内の名称について、史資料や時期によって呼称や機能が異なる以上、「統一」は無理ではないか。呼称の使用期間や本来的機能(『仙台市史特別編7城館』p.328、「東丸の本来的性格」)、一般の普及度を考えれば、「東丸(三の丸)」か、この計画通り「三の丸(東丸)」が分かりやすいと考える。 【その他、史料の年代等に関するご意見 合計2件】	城内の名称は時期によって異なっておりますので、表記について検討いたします。
79	動植物の調査成果について、平成2年実施調査結果を最新情報にし、特徴コメントがあるとより理解が深まる。	記述内容を検討させていただきます。
80	誤変換等、表記の修正に関するご意見 合計10件	ご指摘の内容を踏まえ、修正いたします。
81	図中の番号の誤り等、図の修正に関するご意見 合計2件	
82	ふるさと納税や仙台市債を使った資金集めを提案する。 【同様に、財源に関するご意見 他2件】	ご意見として承ります。
83	パブリックコメントは市民ボランティア活動団体や関連学部の学生にも積極的に意見を求めていますか。 【同様に、パブリックコメントに関するご意見 他1件】	今後とも、保存活用事業の推進にあたっては、幅広く意見をうかがってまいります。
84	常にアンテナを張り委員会メンバーはあらゆる分野から探してほしい。委員会メンバーの発言への市からの返答は、形式的でなくより深い進展を導くものであってほしい。 【同様に、委員会委員に関するご意見 他1件】	
85	平成29年11月大手門復元要望書の市民の熱い署名にどう応えていくのか。	多くの方々の御署名をいただいたところですが、大手門の復元につきましては、解決すべき課題がありますことから、整備のあり方や時期につきましては継続して検討してまいります。
86	文化財保存・活用に関する総合的施策の「大綱」の策定を急いでほしい。(文化財保護法第183条2の第一項) 前項の策定に基づき、仙台市としての「協議会」設置を組織してほしい(文化財保護法第183条の3第一項、同条第3項、第138条の9)	今後の文化財行政を進めるうえで、ご意見を参考とさせていただきます。
87	「文化財保護法改定」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第23条関係)」に添って、仙台市としての「文化財保護活用条例」整備をしてほしい	
88	仙台城跡以外の文化財に関するもの、観光行政、本計画とは直接の関係のないものなどに関するご意見 合計23件	今後の文化財行政をはじめとする市政におきまして、ご意見を参考とさせていただきます。